

Title	アジアにおける法の支配は危機に瀕しているか? : 慶應グローバル法研究所主催サマー・セミナーとその成果
Sub Title	The Asian rule of law in crisis? : abstract
Author	松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2023
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.49 (2023. 3) ,p.[103]- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應グローバル法研究所サマーセミナー
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20230330-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アジアにおける法の支配は危機に瀕しているか？

——慶應グローバル法研究所主催サマー・セミナーとその成果——

松 尾 弘

慶應グローバル法研究所 (Keio Institute for Global Law and Development: KEIGLAD) は、2021年8月25日から28日の4日間、サマー・セミナー「アジアにおける法の支配は危機に瀕しているか？」を主催した¹⁾。本セミナーは、慶應義塾大学大学院法務研究科 (Keio Law School: KLS) が交流協定を締結しているハノイ法科大学、ホーチミン経済・法科大学 (以上、ベトナム)、タマサート大学法学部 (タイ)、ラオス国立大学法・政治学部 (ラオス)、パニャサストラ大学法・行政管理学部 (カンボジア)、ヤンゴン大学法学部 (ミャンマー) と協力して実施している「アジア発グローバル法務人材育成プログラム」 (Programs for Fostering Asian Global Legal Professions: PAGLEP)²⁾ の一環であった。本セミナーには、KLSの前記協定校およびKLSのグローバル法務専攻 (Master of Laws Program in Global Legal Practice: LL.M.) ならびに法曹養成専攻 (Juris Doctor's Program: JD) の学生が参加した。

本セミナーは、アジア地域における法の支配をめぐる近時の動向に着目して、法の支配の意義とその定着プロセスを各国の歴史的、経済的、政治的なコンテクストを踏まえて、多角的な視点から検討するというコンセプトに基づいて企

1) KEIGLAD Summer Seminar 2021: The Asian Rule of Law in Crisis?, held from 25 (Wed.) to 28 (Sat.) August 2021, at 13:00~16:15 (Japan time), 11:00~14:45 (Indochina time), both in classroom 2B23, South Building, Mita Campus, Keio University (face-to-face) and via online. なお、本セミナーにおける講義および討論は英語で行われた。

2) これまでに実施された PAGLEP の成果については、<https://keiglad.keio.ac.jp/working/> 参照。

画されたものである。

一例として、タイでは、2013年11月の「民衆のクー・デタ」に起因する混乱をプラユット陸軍司令官（当時）が戒厳令を発令して収拾し、その主導下で2017年憲法（1932年のシャム王国統治憲章から数えて20番目の憲法）が制定された。それに基づく下院議員選挙が2019年3月に行われ、プラユット元司令官が国会で首相に指名されたが、親軍政権に有利な憲法規定と選挙制度が国軍、官僚、高所得層、王族等の限られた階級の人々による支配を構造化しているとして、2020年初めから政府を批判する集会が頻発するようになった。同年7月からは、学生や若年層を中心に新憲法の制定を含む改革要求が行われるようになり、改革運動は数万人規模に拡大し、要求内容は民主的選挙に基づく新たな政治体制の構築から王室改革にまで及ぶに至った。2021年8月のセミナー開催時点でも、若年層を中心とする改革要求運動への参加者と警察との衝突が繰り返された。その焦点が、法の支配の浸透による法の下での平等の実現である。

また、ミャンマーでは、2020年11月の総選挙において民主化指導者アウン・サン・スー・チーが率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝したが、選挙不正があったとして、2021年2月1日、ミン・アウン・フライン国軍総司令官が、ウィン・ミン大統領、スー・チー氏らを拘束して政権を掌握し、非常事態宣言を発令して統治を始めた。これに反発する市民と国軍・警察との衝突が繰り返され、死傷者も発生した。その状況はセミナー開催中も続いた。

これらは、アジア地域で様々な事件を契機に頻発している民主化運動の一端とみるべきである。というのも、政府の主導による経済成長が続いてきたアジア地域では、開発政策を迅速かつ実効的に遂行するために再構築された権威主義的な政治構造を、どのようにして民主化してゆくかという歴史的問題が、いまだに解決できていない共通課題になっているからである。そして、様々なマイノリティを含む市民の基本的な権利の保護・実現の観点から、民主化の価値とは何か、それを実現するためにはどのようなルールを創出し、どのようなプロセスを経て、どのように推進すべきかという問題が、法の支配の構築プロセスにおいて避けて通れない不可欠の要素となるに至った。

他方、アジアにおいては、市場システムが発達し、国内外の企業による投資が活発化し、急速な経済成長が続く中で、経済的に弱い立場にある労働者、とりわけ、外国人労働者の権利保護もまた、重要な課題として浮上ってきている。この問題は、歴史的に経済的な繋がりが深い相互関係を構築してきた東南アジアを中心に、さらに東南アジア諸国連合（ASEAN）+ 3（中国、韓国、日本）をはじめとするアジア諸国を取り込みつつ、アジアの共通市場が拡大するに伴い、必然的に顕在化してきたものといえる。アジア共通市場の持続可能な発展にとって、外国人労働者が安心して仕事と生活を営むことのできる環境を整えてゆくことは、優先度の高い課題である。この問題は、ビジネスと人権（Business and Human Rights）に関する国連の指導原則をはじめとする一連のソフト・ローおよびその一部を具体化した国家法の重要な要素となっている。それもまた、法に基づく権利の保護・実現を可能にするものとして、そして、グローバル化が進展するアジアにおける法の支配の推進の重点課題の一つである。

このような問題意識の下に、アジアにおける法の支配が現在どのような状況にあるか、それに対して政府や企業や市民社会がどのように立ち向かおうとしているか、そして、アジアにおける法の支配はどのような方向に向かいつつあるかを、マクロおよびミクロの双方の視点から、多角的に検討するために、本セミナーでは以下のプログラムを設けた（セミナーのスケジュールは、【表1】のとおりである）。

- ①「アジアにおける法の支配は危機に瀕しているか？」講師：松尾弘（KLS 教授）
- ②「ビジネスと人権」講師：山田美和（日本貿易振興会・アジア経済研究所 新領域研究センター・センター長）
- ③「国際移動労働者の人権保護」講師：小林正典（内閣府政策統括官付参事官）
- ④「ベトナムにおける外国人労働者の管理に関する法的枠組」講師：ファン・ティ・ラン・フォン（ハノイ法科大学准教授）

【表 1】 2021 年 KEIGLAD サマー・セミナーのスケジュール

	13:00 ~ 14:30 (Japan Time) 11:00 ~ 12:30 (Indochina Time)	14:45 ~ 16:15 (Japan Time) 12:45 ~ 14:15 (Indochina Time)
25 August (Wednesday)	<Session 1> “Is the Asian Rule of Law in Crisis?” Professor Hiroshi Matsuo Keio Law School (KLS) Director of Keio Institute for Global Law and Development (KEIGLAD)	<Session 2> “Business and Human Rights” Ms. Miwa Yamada Director of Inter-disciplinary Studies Center, Law and Institution Studies Group, Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)
26 August (Thursday)	<Session 3> “Human Rights Protection of International Migrant Workers” Mr. Masanori Kobayashi Cabinet Office, Japan	<Session 4> “Legal Framework on Management of Foreign Workers in Vietnam” Professor Dr. Phan Thi Lan Huong Hanoi Law University (HLU)
27 August (Friday)	<Session 5> Presentation by participant students	<Session 6> “Thailand’s Pathological Constitution: Its Repercussion of Human Rights Violations” Dr. Amnart Tangkiriphimarn Assistant Dean for International Programs, Director of the LL.M. Program in Business Law (English Program), Faculty of Law, Thammasat University
28 August (Saturday)	<Session 7> “Considerations for Business Continuity in Myanmar: Focusing on Business and Human Rights” Mr. Takeshi Mukawa and Ms. Kaori Manabe, Lawyer, MHM Myanmar Legal	<Session 8> Summary Discussion

- ⑤「参加学生によるプレゼンテーション」発表者：参加学生代表者
- ⑥「タイの病的な憲法——その人権侵害への影響」講師：アムナート・タンキリフィマーン（タマサート大学法学部・ビジネス法 LL.M. プログラム長）
- ⑦「ミャンマーにおける事業継続に関する考慮要因——ビジネスと人権に焦点を当てて」講師：武川丈士、眞鍋佳奈（森・濱田松本法律事務所・弁護士）
- ⑧「総括討議」参加者：参加学生、講師

これらのプログラムのうち、①「アジアにおける法の支配は危機に瀕しているか？」では、本プログラムの趣旨説明に続き、法の支配の定義、開発プロセスにおける法の支配の段階的・重層的・動態的な把握の必要性、「法の支配」(the rule of law) と「法による支配」(rule by law) の関係、アジア諸国における法の支配の構築プロセスに特有の問題等について、総論的な解説を行った。

②「ビジネスと人権」では、ビジネスと人権に関する国連の指導原則の内容と趣旨について総論的な解説が行われたうえで、それを具体化する様々なソフト・ローおよび国家制定法の現状、日本政府の対応状況等について、分析と考察が行われた。

③「国際移動労働者の人権保護」では、前記②のビジネスと人権の観点からの重要論点の一つでもある国際移動労働者の人権保護に関する国際的なスキームについて、マクロ的な観点から概観したうえで、日本政府の対応および関連する制度および組織の現状と課題について、分析と考察が行われた。

④「ベトナムにおける外国人労働者の管理に関する法的枠組」では、前記③の概論を前提に、外国人労働者の管理および権利保護に関する国家法の枠組について、ベトナム法の観点から、政府の政策および法令の現状に関する分析と解説が行われた。

⑤「参加学生によるプレゼンテーション」では、参加学生の自国における法の支配の進展状況をどのように評価するか、自らの考察に基づくプレゼンター

ションが行われた。

⑥「タイの病的な憲法——その人権侵害への影響」では、本セミナー前半における外国人労働者等の人権保護と並んで、本セミナーにおける法の支配に関するもう1つの論点である民主化と人権保護に焦点を当て、タイにおいて目下生じている民主化運動の内実およびその政治的背景を踏まえ、憲法制定が繰り返された結果としての2017年憲法が孕んでいる病理の原因が分析され、それが人権保護に与える作用について、目下の具体的事案の検討を通じた考察と提言が行われた。

⑦「ミャンマーにおける事業継続に関する考慮要因——ビジネスと人権に焦点を当てて」では、前記⑥と並んで、アジアにおける民主化運動の最前線となっているミャンマーにおいて、国軍による非常事態宣言の下、民主化運動が厳しく抑制される中で、ミャンマーに投資している外国企業はどのように対応すべきか、企業がその活動を通じて、投資国の法の支配の浸透に関わっている具体的現実を踏まえ、短期的と長期的、国内的と国際的等の複眼的視点から慎重に検討が加えられ、責任ある法律家としてどのように対処すべきかという観点から、問題提起が行われた。

このうち、本誌本号では、本セミナーの成果の一部として、前記④および⑥の講義原稿に基づく論考を掲載するものである。

なお、アジアにおける法の支配の進展に関する KEIGLAD 主催セミナーおよび PAGLEP の共同プログラムは、コロナ禍による中断を経て、今後も継続的に開催してゆく計画であり、その際には、他の講演原稿もアップデートのうえ、本誌に掲載することを予定している。

本セミナーには、KLS の前記協定校の学生および KLS の LL.M. ならびに JD の学生が合計 37 名参加し、毎回の講義に対する質疑・コメント、各講師が出題した課題に対するリアクション・ペーパーの提出のほか、参加学生によるプレゼンテーションおよび総括討論において、活発な議論が交わされた。ここでその全容を紹介する余裕はないが、印象に残った議論の一つとして、ベトナムの学生たちによるプレゼンテーションがある。それは、市民の日常生活におい

て生じる問題や紛争に対し、近隣の住民やボランティア団体が自警団的組織をつくり、すり、窃盗等の問題の通報を受けて、迅速に解決に乗り出し、警察等の公的組織を用いた場合にかかる様々な費用、時間、実効性等の問題を克服しようとする“Street Justice”の功罪に関するものであった。プレゼンテーションでは、そのメリットとデメリットが多様な観点から分析された。ここで重要なのは、その端的な良し悪しというよりも、なぜこのような現象が生じるのかという原因を分析すること、そして、法の支配の浸透を真剣に考えるには、法による規制や保護が、普通の市民の現実生活における実感として、どのように頼られ、あるいは恐れられ、理解され、どのような姿で存在しているかを見る必要がある、そのことなしに、法の支配の存在を抽象的に論じることはできないということである。

また、学生たちが、1980年代後半以降に市場経済を導入したベトナムの社会主義が将来どこに向かっているのか、その際に民主主義はどうあるべきかについて、学内外で頻繁に集まって真剣に議論しているという報告も、国の将来を担う若者の姿として、強く印象に残るものであった。

もとより本セミナーのみでアジアにおける法の支配が危機に瀕しているか否かを容易に結論づけることはできず、継続的フォローが必要である。しかし、本セミナーの成果として、若い世代が自国における民主主義の価値や外国人労働者をはじめとするマイノリティの権利保護のあり方等の問題に対し、自ら問題意識をもち、真剣に学び、表現し、考えを具体化するために実際に活動しているという現実は、事態が少しずつでも良い方向に進む希望を持てるのではないかということを感じさせるものであった。それを後押しするためにも、継続的で粘り強い情報交換や連携、国際協力の拡充がますます意味をもつと考えられる。